

～～～ 合志市公用車への有料広告を募集します ～～～

●合志市の公用車に広告を掲載してみませんか

公用車への広告は、広告を描いた特殊フィルム等を車体に貼り付けるもので「走る広告塔」としての宣伝効果が期待できます。



※写真は 50cm×40 cm サイズになります。

●広告の規格・掲載料等

掲載料は 1 月当たりの掲載料×希望される広告期間分を一括前納していただくことになります。

公用車の種類	広告スペース（上限）	1 月当たり掲載料	台数	備考
普通車両	50cm×30cm 側面 2 面	1 面当たり 1,500 円	5 ～ 10 台程度	年間稼働日数 180 日以上
軽乗用車両	50cm×40cm 側面 2 面	1 面当たり 2,000 円		
軽貨物車両	50cm×40cm 側面 2 面	1 面当たり 2,000 円		

※1 平方センチメートルあたり 1 円/月で計算します。（掲載料は消費税込みです。）

※2000 平方センチメートルの 1 面で 1 年間掲載すると 2,000 円/月×12 ヶ月＝24,000 円となります。

※広告作成費用は含みません。

※広告スペースの上限は、概ねドア 1 枚です。このサイズ以外も相談に応じます。

※掲載料は、1 月 1 台 1 面当たりの掲載料です。

※走行距離は、過去の走行実績から算出した概ねの稼働日数です。

※掲載期間は 1 月を最小単位とし、最大 3 年間です。（更新も可能です。）

※広告作成費用などは含みません。広告（特殊フィルム等）の作成、掲載（取り付け）及び撤去作業等は掲載者の責任（負担）で行っていただきます。

● 広告の掲載（取り付け）方法

広告の内容を表示した特殊フィルムのはく離が可能で、長期の広告掲載に耐えることができるものを車体に直接貼り付けます。※車両への直接塗装ではありません。

● 掲載基準（掲載にあたっての留意点）

掲載する広告は、次のいずれにも該当しないものに限り、詳しくは以下の合志市広告掲載要綱及び合志市公用車に係る有料広告掲載に関する取扱基準をご覧ください。

- ① 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ③ 人権侵害、名誉毀損又は各種差別的なもの
- ④ 政治又は宗教に関するもの
- ⑤ 青少年の健全育成を害するもの又はそのおそれがあるもの
- ⑥ 交通事故を誘発する等、交通の安全を阻害するおそれのあるもの
- ⑦ 広告主は、合志市の市税等を完納していること

注）市の広告審査委員会で審査後、広告案を修正していただく場合があります。

● 広告掲載の申し込み

申し込みは随時受付けています。合志市広告掲載申込書に必要事項（添付資料）を記入の上、直接又は郵送、E-mail で管財課へ提出してください。

※添付資料は内容審査のため広告原稿（案）、デザイン（案）を提出していただきます。

※FAX では、その内容がはっきりと確認できませんので、不可とします。

● 申込書等のダウンロード

合志市広告掲載申込書（様式第1号）《WORD形式》

● 問い合わせ・申し込み先

合志市 総務部 管財課（合志庁舎2階）

電話 096-248-1111（代表）/096-248-1040（直通）

〒861-1195

熊本県合志市竹迫 2140 番地

改正

平成22年7月1日訓令第10号

平成23年3月7日告示第6号

平成23年3月10日告示第12号

平成30年3月30日告示第6号

合志市広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が発行する広報物及び印刷物並びに市が所有する資産等を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載すること（以下「広告掲載」という。）により市の新たな財源を確保し、もって市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(広告掲載の対象)

第2条 広告媒体として広告掲載を検討するものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 広報紙
- (2) ホームページ
- (3) 封筒
- (4) 刊行物
- (5) ポスター・チラシ・パンフレット等
- (6) 各種車両
- (7) その他広告媒体として活用できる資産で市長が広告掲載を認めるもの

(広告掲載の規制)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの
- (3) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する営業に該当するもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、求人広告その他これらに類するもの

- (5) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (7) 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (8) 美観、風致を害するおそれのあるもの
- (9) その他掲載することが適当でないと市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別途定める。

(広告掲載の規格等)

第4条 広告掲載の規格、期間、枠数、広告掲載料、広告の作成方法等は、当該広告媒体を所管する課等（以下「所管課」という。）において定めるものとする。

(広告の募集)

第5条 広告の募集は、広報紙、ホームページ等により広く行うものとし、所管課は、自主財源確保のため、適当な手段により積極的に周知を図るものとする。

(広告掲載の申込)

第6条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、合志市広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告案を添えて、市長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定等)

第7条 市長は、前条の申込書を受け付けたときは、第3条の規定に基づき速やかに内容の審査を行い、掲載の可否を決定し、その結果を合志市広告掲載決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

2 市長は、申込者に対し広告掲載決定通知を行う際に、仕様の変更を指示し、又は必要な条件を付すことができる。

3 市長は、申込者に市税等の滞納が確認された場合は承認しない。ただし、申込者が滞納分を完納した場合は、この限りでない。

4 市長は、特に必要があると認めるときは、別に定める合志市広告審査委員会の意見を聴き、掲載の可否を決定することができるものとする。

(広告主の責任等)

第8条 広告の内容に関する責任は、広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）が負うものとする。

2 広告主は、原状回復の定めのあるものは、広告の掲載期間終了後、速やかに原状回復を行わなけれ

ばならない。

(広告掲載料の納入)

第9条 広告主は、市長が指定した期限までに、広告掲載料を一括前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。

(広告掲載料の還付)

第10条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由により広告の掲載ができない場合は、広告掲載料の一部又は全部を還付することができる。

(広告掲載の取消)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告媒体が、編集・発行上その他業務上の支障となる時。
- (2) 広告掲載料を市長が指定した期限までに納入しなかった時。
- (3) 版下原稿を市長が指定した期限までに提出しなかった時。
- (4) その他市長が必要と認めた時。

2 市長は、前項各号のいずれかに該当すると認めた場合は、広告主に対して合志市広告掲載取消通知書(様式第3号)を送付するものとする。

(広告代理店等への業務委託等)

第12条 市長は、広告代理店等に、広告の募集若しくは広告の作成等を業務委託し、又は広告枠を直接売り渡すことができる。

2 広告代理店等の選定及び広告代理店等による広告掲載の取扱いに関する事項については、所管課において別に定めるものとする。

(審査機関)

第13条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、合志市広告審査委員会(以下「審査会」という。)を設ける。

2 審査会の委員長は副市長を、委員は各部・局の長をもって充てる。

3 委員長は、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の課長等を、臨時の委員として加えることができるものとする。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、総務部長がその職務を代行する。

(会議)

第14条 審査会の会議は、広告内容等、広告の掲出に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要

と認めたときに、委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を所管する課長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。

6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第15条 審査会の庶務は、総務部管財課において処理する。

(その他)

第16条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により収入役が在職する間における第13条の規定の適用については、同条第2項中「各部・局長」とあるのは「収入役及び各部・局長」、同条第4項中「総務企画部長」とあるのは「収入役」とする。

附 則（平成22年訓令第10号）

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成23年3月7日告示第6号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成23年2月8日から適用する。

附 則（平成23年3月10日告示第12号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第6号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第11条関係)

合志市公用車に係る有料広告掲載に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この取扱基準は、合志市広告掲載要綱（平成19年5月1日合志市告示第27号。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第4条の規定に基づき、合志市公用車（以下、「公用車」という。）への広告掲載の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 公用車に掲載することができる広告は、要綱第3条の基準によるものとする。

2 前項の規定によるもののほか、公用車を利用した広告の内容及びデザインが次の各号のいずれかに該当する等、交通事故を誘発し、交通の安全を阻害するおそれのある広告は掲載しない。

(1) 自動車等運転者の誤解を招くおそれがあるもの

ア 過度に鮮やかな模様・色彩を使用するもの

イ 信号、交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの

ウ 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの及びこれらに類するものを使用するもの

(2) 自動車等運転者の注意力を散漫にするおそれがあるもの

ア 読ませる広告及び4コマ漫画等ストーリー性のあるもの

イ ノード及び水着姿を表示し、著しく注意を引くもの

ウ デザインがわかりづらい等判断を迷わせるもの

エ 絵柄や文字が過密であるもの

3 広告の中に、「有料広告」の表示を入れるものとする。

(広告の材質及び掲載方法)

第3条 広告の素材は、特殊フィルム等のはく離が可能で、長期の広告掲載に耐えることができるものとし、市長が定めた場所にラッピングにより行うものとし、車体塗装は行わないものとする。

2 前項の特殊フィルム等は、広告掲載期間中における車体からのはく離又は広告撤去に際して車体塗装のはく離が発生しないような材質としなければならない。

(費用負担)

第4条 広告の作成、掲載及び撤去作業は掲載者の責任において行い、その費用は掲載者の負担とする。

2 広告の撤去作業により、車体はく離が生じた場合は、掲載者の責任において原状回復するものとする。

3 天災その他不可抗力による場合を除き、広告掲載期間中に市の責めにおいて広告物の破損が生じたときは、市が現状に復するものとする。

4 その他広告掲載中に支障が生じたときは、掲載者と市長が協議の上、解決するものとする。

(掲載位置)

第5条 掲載位置は、原則として車両側面及び後面とする。

(広告掲載の期間)

第6条 広告の掲載期間は最長3年間とし、1月単位で認めるものとする。

2 前項の掲載期間は、更新できるものとする。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、1台につき1平方センチメートル当たり1円/月で算出して得た額とする。ただし、算定金額に100円未満の端数があるときは、100円単位に切り上げるものとする。

(規格)

第8条 広告掲載の規格は、公用車の大きさに応じてそれぞれ定めるものとする。

(広告掲載の募集)

第9条 広告掲載の募集は、市ホームページ、市広報紙等により随時行うものとする。

(広告掲載順位)

第10条 広告掲載順位は、次のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人又はこれらに類するものの広告
- (2) 市内に事業所等を有するものの広告
- (3) 前2号に該当しないものの広告

2 同一順位の場合は、掲載期間の長いものを優先する。

3 前各項により決めがたい場合には、合志市広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）において決定する。

(その他)

第11条 この基準に定めるもののほか、合志市公用車に係る有料広告掲載に必要な事項は、審査委員会において定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。